

公益財団法人日本交通公社における公的研究費等の不正防止に関する基本方針

平成28年11月11日制定

公益財団法人日本交通公社（以下「財団」という。）では、平成19年2月15日付（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に従って、公的研究費を適正に運営・管理し、不正な使用を防止することを目的として、基本方針を定めました。

以下の不正防止体制と不正防止計画に基づき、公的研究費の運営・管理について信頼性と公平性を確保し、学術研究を通じて社会貢献に努めてまいります。

1. 機関内の責任体制の明確化

会長は、最高管理責任者として財団を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負います。また、総務部長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についての実質的な責任を負い、財団全体を統括します。さらに、各所属長は、コンプライアンス推進責任者として各部署における研究員の公的研究費の運営・管理について実質的な責任を負います。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確化し、周知します。また、コンプライアンス教育を確実に実施し、不正使用防止対策に関する関係者の意識を向上させ、抑止機能を備えた環境を構築します。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、関係部署が連携して、実効性のある対策を実施します。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

物品等の購入に係る不正を防止するため、一定金額以上の物品等の発注及び納品時の検収を事務部門が実施します。

また、不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等を含む処分を科す旨を定め、公的研究費の適正な運営・管理を行います。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用ルール等についての相談や不正使用等に関する告発を受け付ける「窓口」を設置します。

6. モニタリングの実施

公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、内部監査部門を設け、実効性のあるモニタリング体制を整備します。